

学級編制及び教職員定数の仕組み
(公立義務教育諸学校)

学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
(昭和33年法律第116号)

目的

公立義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員配置の適正化を図る。

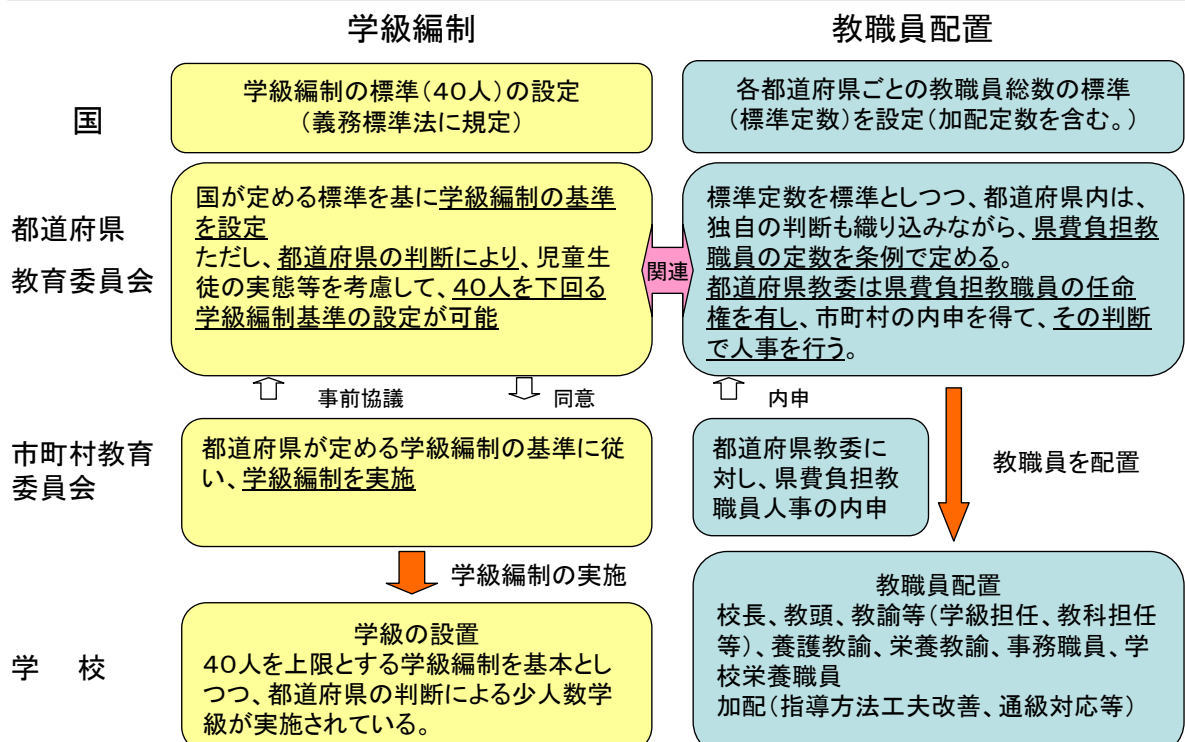
位置づけ

日本の義務教育水準を維持するためのナショナルミニマム(最低保障)

【財源保障との関連】
教職員定数は義務教育費国庫負担金の算定基礎

教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障

学級編制及び教職員配置に関する国、地方の役割



※県費負担教職員...市町村立の小中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員等の給与及び旅費、非常勤講師の報酬等は、都道府県が負担することとされている。(市町村立学校職員給与負担法)

第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画

趣旨

基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(平成13～17年度までの5年計画)を実施。

内容

- ① 教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の具体的取り組みに対する支援 (22,500人)
- ② 円滑な学校運営のための教頭複数配置の拡充 (612人)
- ③ 養護教諭等、学校栄養職員、事務職員定数の改善 (2,662人)
- ④ 特殊教育諸学校における教職員定数の改善 (914人)
- ⑤ 長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善 (212人)

5年間で26,900人の改善

平成17年度をもって完成

学級編制の標準の変遷

標準法定直前の各県の基準の平均	第1次 34～38年度	第2次 39～43年度	第3次 44～48年度	第4次 49～53年度	第5次 55～3年度	第6次 5～12年度	第7次 13～17年度
60人	50人	45人			40人		

第1次～第7次改善計画の概要

区分	第1次 34～38年度	第2次 39～43年度	第3次 44～48年度	第4次 49～53年度	第5次 55～3年度	第6次 5～12年度	第7次 13～17年度
内容	①学級編制(50人)の標準を明定 ②教職員定数の標準を明定 ③対象学校種は小学校、中学校及び盲・聾学校小・中 ④対象職種は校長、教頭、教員、養護教諭等、事務職員、寮母等	①45人学級を実施 ②複式学級の編制標準の改善 ③対象学校種を養護学校小・中・中上部に拡大 ④教職員の配置率の改善等	①小学校における4個学年複式学級の解消及び中学校における3個学年複式学級の解消並びに他の複式学級の編制標準の改善 ②特殊教育諸学校の重複学級編制の標準の明定並びに特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 ③教職員の配置率の改善 ④中学校に生徒指導担当教員分の定数を措置 ⑤教育困難校等に対する加配制度の創設 ⑥研修等定数の創設 ⑦事務職員の複数配置等	①小学校における3個学年複式学級の解消及び小学校、中学校の2個学年複式学級編制の標準の改善 ②特殊学級の編制標準の改善 ③対象職種を学校栄養職員に拡大 ④中学校を重点としての教職員配置率の改善 ⑤教育困難校等加配及び研修等定数の増等	①40人学級を実施 ②複式学級の編制標準の改善 ③特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 ④教頭定数をはじめとした教職員配置率の改善 ⑤教育困難校等加配及び研修等定数の増等	①複式学級の編制標準の改善 ②特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 ③ティームティーチング等指導方法の工夫改善のための定数加配措置の創設 ④通級指導、不登校対応、外国人女子等日本語指導、コンピュータ教育加配の創設 ⑤教頭複数配置 ⑥生徒指導担当教員 ⑦教育困難校等加配及び研修等定数の増 ⑧養護教諭の複数配置等	①少人数指導や習熟度別指導を行うなどきめ細かな指導を行うための定数加配の拡充 ②教頭複数配置の拡充 ③養護教諭の複数配置の改善、加配創設 ④学校栄養職員の配置率の改善、加配創設 ⑤事務の共同実施を行う学校への加配創設等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	▲18,000人	▲77,960人	▲11,801人	38,610人	▲57,932人	▲78,600人	▲26,900人
差引計	16,000人	▲16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	▲48,200人	0人

(注)上記のほか、昭和54年度に改善増3,254人、自然増12,725人、計15,979人、平成4年度に改善増1,054人、自然減△11,700人、計△10,646人を単年度措置。

学級編制の仕組みと運用について

○学級編制の標準

<小・中学校>

	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	40人	40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含むもの8人)	8人
特殊学級	8人	8人

<特殊教育諸学校(小・中学部)>

6人(重複障害 3人)

《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。
学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したものである。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が当該学年の学級数になる。

- (例) 35人の学年 → 1学級 [35人]
65人の学年 → 2学級 [32人、33人]
122人の学年 → 4学級 [30人、30人、31人、31人]

○個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われるが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能。

(例)

- ① 中学校2年時に生徒数が81人で3学級としていたところ、進級時に1人が転出してしまったため2学級となることを、教育的配慮から3学級を維持する場合
- ② 小学校5年時に児童数が80人で2学級としていたところ、進級時に1人が転入してきたことにより3学級となることを、卒業を控えていることへの教育的配慮から2学級のまま据え置き、教員1人を少人数指導等に活用する場合
- ③ 小学校第2学年の児童数が81人で3学級で、第1学年の児童数が80人で2学級のところ、新入学児童の状況に配慮して、第1学年も3学級とする場合

○学級編制の弾力化

1. 児童生徒の実態等を考慮して、全県一律に国の標準(40人)を下回る一般的な学級編制基準を設定することが可能。
2. 加配定数の活用が可能。

この結果、平成17年度においては、45道府県において、小学校の低学年を中心に40人を下回る少人数学級が実施。

平成17年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について

特定の学年などについて少人数学級を実施する例【45道府県】			
都道府県	校種	学年	概要
北海道	小	1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
青森県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で33人以下学級
岩手県	小・中	全学年	研究指定校において少人数学級を実施
宮城県	小	1・2年	35人以下学級
秋田県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小	全学年	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	学年生徒数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級又は少人数指導を学校長が選択(市町村教委からの要望)
福島県	小	1・2年	30人以下学級
	小	3～6年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委からの判断)
	中	1年	30人以下学級
茨城県	小	1・2年	児童数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
栃木県	小	全学年	35人以下学級
群馬県	小	1・2年	30人以下学級
埼玉県	小	1・2年	児童生徒の実態を考慮した35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	児童生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)
千葉県	小	1・2年	38人以下学級
	中	1年	研究指定校による35人以下学級(市町村教委からの要望)
神奈川県	小	1年	前年度研究指定校(35人以下学級)の学級数の維持(市町村教委からの要望)
	中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
	小	1・2年	32人以下学級(市町村教委からの要望)
新潟県	小	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
富山県	小	1・2年	35人以下学級
石川県	小	1・2年	1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを学校長が選択
	小	6年	38人以下学級
福井県	小	1年	35人以下学級
	中	2・3年	38人以下学級
山梨県	小	1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
長野県	小	1～4年	35人以下学級
岐阜県	小	5・6年	35人以下学級(市町村教委からの要望)
静岡県	小	1年	学年2学級以上で、35人以下学級
愛知県	小	1年	学年3学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	小・中	全学年	研究指定校において35人以下学級 児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)

三重県	小	1・2年	30人編制下限25人(学年児童数73～80人、及び97人以上が対象)
	中	1年	35人編制下限25人
	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
滋賀県	小・中	1年	35人以下学級
京都府	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
大阪府	小	1・2年	38人以下学級
	小・中	全学年	1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
兵庫県	小	1年	研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望)
	小・中	小1年以外	学級編制の弾力化による少人数教育を実践する研究指定校で実施
奈良県	小	1～3年	研究指定校において少人数学級を実施
和歌山県	小	1～4年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級の学校で38人以下学級
	中	1・2年	研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年	30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	33人以下学級(市町村教委からの要望)
島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
岡山県	小	6年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(3・4学級は市町村教委からの要望)
広島県	小	2・3年	学年5学級以上の学校で35人以下学級
	小	1・2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級
山口県	小	1年	学年3学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	35人以下学級(中2・3年生は市町村教委からの要望)
徳島県	小	1・2年	35人以下学級
愛媛県	小	1年	35人以下学級
	小	2・3年	児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	中	全学年	生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小・中	1・2年	研究指定校において少人数学級を実施
福岡県	小	1・2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)
佐賀県	小	1・2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択
長崎県	小・中	1年	36人以上の学級を3学級以上有する学校で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)
熊本県	小	1・2年	35人以下学級
大分県	小	1年	30人以下学級(20人下限)
宮崎県	小	1・2年	学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
鹿児島県	小	1年	学年児童数36人以上の学校で30人以下学級
	中	2年	児童数36人以上の学級を2学級以上有する学校で35人以下学級
沖縄県	小	1年	生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校で研究指定校において35人以下学級
	小	1・2年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で35人編制